

四国中央市特定空家等判断基準

平成 28 年 11 月 1 日決定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、四国中央市空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則(平成 28 年規則第 44 号)第 2 条第 1 項の規定により、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成 26 年法律第 127 号)第 2 条第 2 項に規定する状態を判断する際の参考とすべき基準を定めるものとする。

(基本事項)

第 2 条 特定空き家は将来の蓋然性を含む概念であり、必ずしも定量的な基準により一律に判断することになじまないものであるところから、「特定空家等に対する措置」を講ずるか否かについては、個別の事案に応じ、総合的に判断するものとする。

(保安上危険の判断基準)

第 3 条 「そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態」であることを判断する際は、次に掲げる状態(将来そのような状態になることが予見される場合を含む)に該当するか否かにより判断する。

(1) 建築物が著しく保安上危険となるおそれがある。

建築物が倒壊等するおそれがある。

ア 建築物に著しい傾斜あり、別表 1 に例示する状態にある。

イ 建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等があり、別表 1 に例示する状態にある。

屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがあり、別表 2 に例示する状態にある。

(2) 擁壁が老朽化し危険となるおそれがあり、別表 3 に例示する状態にある。

(衛生上の判断基準)

第 4 条 「そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態」であることを判断する際は、次に掲げる状態(将来そのような状態になることが予見される場合を含む)に該当するか否かにより判断する。

(1) 建築物又は設備等の破損等が原因で、別表 4 に例示する状態にある。

(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因で、別表 4 に例示する状態にある。

(景観の判断基準)

第 5 条 「適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態」であることを判断する際は、次に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。

(1) 適切な管理が行われていない結果、既存の景観に関するルールに著しく適合せず、別表 5 に例示する状態となっている。

(2) その他、別表 5 に例示する状態にあり、周囲の景観と著しく不調和な状態となっている。

四国中央市空家等対策計画

(生活環境保全の判断基準)

第6条 「その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」であることを判断する際は、次に掲げる状態に該当するか否かにより判断する。

- (1) 立木が原因で、別表6の状態にある。
- (2) 建築物等の不適切な管理が原因で、別表6の状態にある。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

別表1

事 項	判断基準	判断項目の例
建築物の著しい傾斜	建築物に著しい傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎に不同沈下がある。 ・柱が傾斜している。
建築物の構造耐力上主要な部分の損傷等	基礎に大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食等によって土台に大きな断面欠損が発生しているか否か、基礎と土台に大きなずれが発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎が破損又は変形している。 ・土台が不朽又は破損している。 ・基礎と土台にずれが発生している。
	構造耐力上主要な部分である柱、はり、筋かいに大きな亀裂、多数のひび割れ、変形又は破損が発生しているか否か、腐食等によって構造耐力上主要な柱等に大きな断面欠損が発生しているか否か、柱とはりの接合状況などを基に総合的に判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。 ・柱とはりにずれが発生している。

四国中央市空家等対策計画

別表 2

事 項	判断基準	判断項目の例
屋根、外壁等が脱落、飛散等するおそれがある	屋根ふき材、ひさし又は軒の全部又は一部において、不陸、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、緊結金具に著しい腐食があるか否かなどを基に総合的に判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋根が変形している。 ・ 屋根ふき材が剥落している。 ・ 軒の裏板、たる木が腐朽している。 ・ 軒がたれ下がっている。 ・ 雨樋がたれ下がっている。
	外壁の全部又は一部において剥離、破損又は脱落が発生しているか否かなどを基に総合的に判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外壁を貫通する穴が生じている。 ・ 外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。 ・ 外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。
	看板、給湯設備、屋上水槽等に転倒が発生しているか否か、剥離、破損又は脱落が発生しているか否か、支持部分の接合状況などを基に総合的に判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看板の仕上材料が剥落している。 ・ 看板、給湯設備、屋上水槽が転倒している。 ・ 看板、給湯設備、屋上水槽が破損又は脱落している。 ・ 看板、給湯設備、屋上水槽等の指示部分が腐食している。
	屋外階段又はバルコニーの全部又は一部において腐食、破損又は脱落が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外階段、バルコニーが腐食又は脱落している。 ・ 屋外階段、バルコニーが傾斜している。
	門又は塀の全部又は一部においてひび割れや破損が発生しているか否か、傾斜が見られるかなどを基に総合的に判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 門、塀にひび割れ、破損が生じている。 ・ 門、塀が傾斜している。

別表 3

事 項	判断基準	判断項目の例
擁壁が老朽化し危険となるおそれがある	擁壁の地盤条件、構造諸元及び障害状況並びに老朽化による変状の程度などを基に総合的に判断する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 擁壁表面に水がしみ出し、流出している。 ・ 水抜き穴の詰りが生じている。 ・ ひび割れが発生している。

四国中央市空家等対策計画

別表 4

事 項	状態の例
(1) 建築物又は設備等の破損等が原因	<ul style="list-style-type: none"> ・吹付け石綿等が飛散し暴露する可能性が高い状況にある。 ・浄化槽等の放置、破損等による汚物の流出、臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 ・排水等の流出による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
(2) ごみ等の放置、不法投棄が原因	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ等の放置、不法投棄による臭気の発生があり、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。

別表 5

事 項	状態の例
(1) 既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態	<ul style="list-style-type: none"> ・景観保全に係るルールに著しく適合しない状態となっている。
(2) 周囲の景観と著しく不調和な状態	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根、外壁等が、汚物や落書き等で外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されている。 ・立木等が建築物の全面を覆う程度まで繁茂している。 ・敷地内にごみ等が散乱、山積したまま放置されている。

別表 6

事 項	状態の例
(1) 立木が原因となっている	<ul style="list-style-type: none"> ・立木の腐朽、倒壊、枝折れ等が生じ、近隣の道路や家屋の敷地等に枝等が大量に散らばっている。 ・立木の枝等が近隣の道路等にはみ出し、歩行者等の通行を妨げている。
(2) 空家等に住みついた動物等が原因	<ul style="list-style-type: none"> ・動物の鳴き声その他の音が頻繁に発生し、又はそのふん尿その他の汚物の放置により臭気が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。 ・住みついた動物が周辺の土地・家屋に侵入し、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。 ・多数のそ族昆虫等が発生し、地域住民の日常生活に支障を及ぼしている。
(3) 建築物等の不適切な管理等が原因	<ul style="list-style-type: none"> ・門扉が施錠されていない、窓ガラスが割れている等不特定の者が容易に侵入できる状態で放置されている。 ・周辺の道路、家屋の敷地等に土砂等が大量に流出している。